

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

質 疑 回 答 書

事業名	我孫子市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託（単価契約）	
発注課名	我孫子市役所 国保年金課 給付係	
質 疑		回 答
1 仕様書（別紙 1）（A）保健指導（1 年目） 2－①（1）及び⑥（1） 3 年間のスケジュールについて、毎年 6 月末までに参加勧奨通知を発送、9 月までに初回面談、3 月末までに支援終了の各年度毎に完結するスケジュールでしょうか。それとも、最終年度の令和 1 1 年 9 月までは随時初回面談が可能なのでしょうか。		1 最終年度以外は随時初回面談可能とします。最終年度については、年度末までに事業評価報告書が提出できるように初回面談を実施してください。
2 仕様書（別紙 1）（A）保健指導（1 年目） 2－⑥－（4）かかりつけ医との連携 ①業務範囲のご確認です。かかりつけ医には発注者から予め事業説明がされており、受注者は参加希望者を通して文書の作成を依頼するとの認識で宜しいでしょうか。 ②かかりつけ医への文書作成依頼にあたり、費用が発生する場合がありますでしょうか。ある場合、これまで対応実績がありましたら対応方法をご教示いただけないでしょうか。（医療機関へ事業者が直接振り込みなど）		2 ①② かかりつけ医には、我孫子医師会を通じ、当市より予め事業説明を行っております。また、保健指導参加に必要な文書につきましても、例年、当市が医師会と契約し、作成依頼及び費用の支払いを行っておりますので、受注者に対応していただくことはない見込みです。
3 仕様書（別紙 2）（B）保健指導（2 年目以降フォローアップ） ④－（3）支援方法 「面談または電話により行うこと」とありますが、メールや手紙での支援は可能でしょうか。		3 参加者と会話をさせていただきたいので、面談または電話を全く行わないのは望ましくないと考えます。面談または電話と、メールや手紙での支援を組み合わせることは問題ありません。

4 企画提案書様式4 主要事業記載内容について 主要事業の定義として「応募者の主要業務」とありますが、会社全体の主要業務と担当部署の主要業務が異なります。実績の記載が必要となるため、担当部署の主要業務で問題ないでしょうか。 5 企画提案書様式4-1～4-3 ①契約ごとに1つずつの記載でしょうか。 ②「実施上のコンセプト、特に重視または配慮した事項や成功事例等」について具体例がありましたらご教示いただけませんか。 6 企画提案書様式8 記載例をお示しいただけませんか。「実施区分ごとに罫線で表示する」こと、実施区分ごとの実施月の記載方法がわかりません。 また、必要事項を網羅していれば、多少様式が変わっても宜しいでしょうか。ガンチャートをイメージしています。 7 プロポーザル募集要項 7-(3)-イ 提案内容の説明 プロジェクターを用いた説明を予定しております。もし、会場にご準備頂ける機材がございましたらご教示いただけませんか。 8 仕様書7(5)について、保健指導担当者は乙が直接雇用したものと記載があるが、契約社員の場合でも問題がないでしょうか。弊社の一部の保健指導担当者の雇用は、業務委託の形態で、委任業務としてすべて弊社の管理と責任の下に対応してもらっております。 直接雇用でなければ、合理的な理由をご説明いただけますようお願いいたします。	4 担当部署の主要業務で問題ありません。 5① 契約ごとに1つずつ記載してください。 ② 最低限必要な事業説明や、実施方法や成果についてPRしたいことを記載してください。 (例：糖尿病性腎症重症化予防事業において、保健指導終了時のHbA1cの値が参加者全員6.5以下になった。) (例：特定保健指導において、〇〇〇を指導に取り入れたところ、参加者から大変好評だった。) 6 様式8の記載の仕方として想定しているのもガントチャートです。実施区分ごとに、いつからいつまで取り組むのかを表す際、必要に応じて罫線をご使用ください。 また、他社と同じ条件で審査を行う必要があるため、指定の様式をご使用ください。 7 ヒアリング時にプロジェクターとスクリーンをご使用いただけます。ヒアリング前に改めてご案内させていただきます。 8 我孫子市委託契約書約款第5条に「契約の相手方は、この契約に係る履行の全部若しくは発注者が設計図書等で指定した主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と規定されております。雇用契約を結んでいるのであれば直接雇用と言えますが、業務委託をしている場合は直接雇用とせず、この規定上の「第三者」扱いとなります。 本業務における主要な業務は「仕様書の別紙1及び2に記載した、参加勧奨通知等の作成・発送を除く業務」です。よって、保健指導は主要な業務
--	---

9 仕様書 1 2 アプリで支援等を活用する場合、アプリ機能のみを委託業者へ再委託することは可能でしょうか。また、その際は委託元へ再委託先として申請・承認を得ることで対応可能でしょうか。

にあたりますので、受注者が直接雇用した方に実施していただく必要があります。

9 想定されている「アプリ機能のみ」の詳細が不明であるため、この場で再委託承諾の可否をお答えすることはできません。当市の「再委託に関するガイドライン」の内容を十分にご確認いただき、再委託が認められる範囲と考えられるかどうかご判断いただくとともに、再委託の申請手続きの流れについても事前にご確認ください。